

# 積算方法等に関する試行について

---

九州地方整備局 企画部 技術管理課

# 施工箇所が点在する工事の工事箇所毎の積算方法

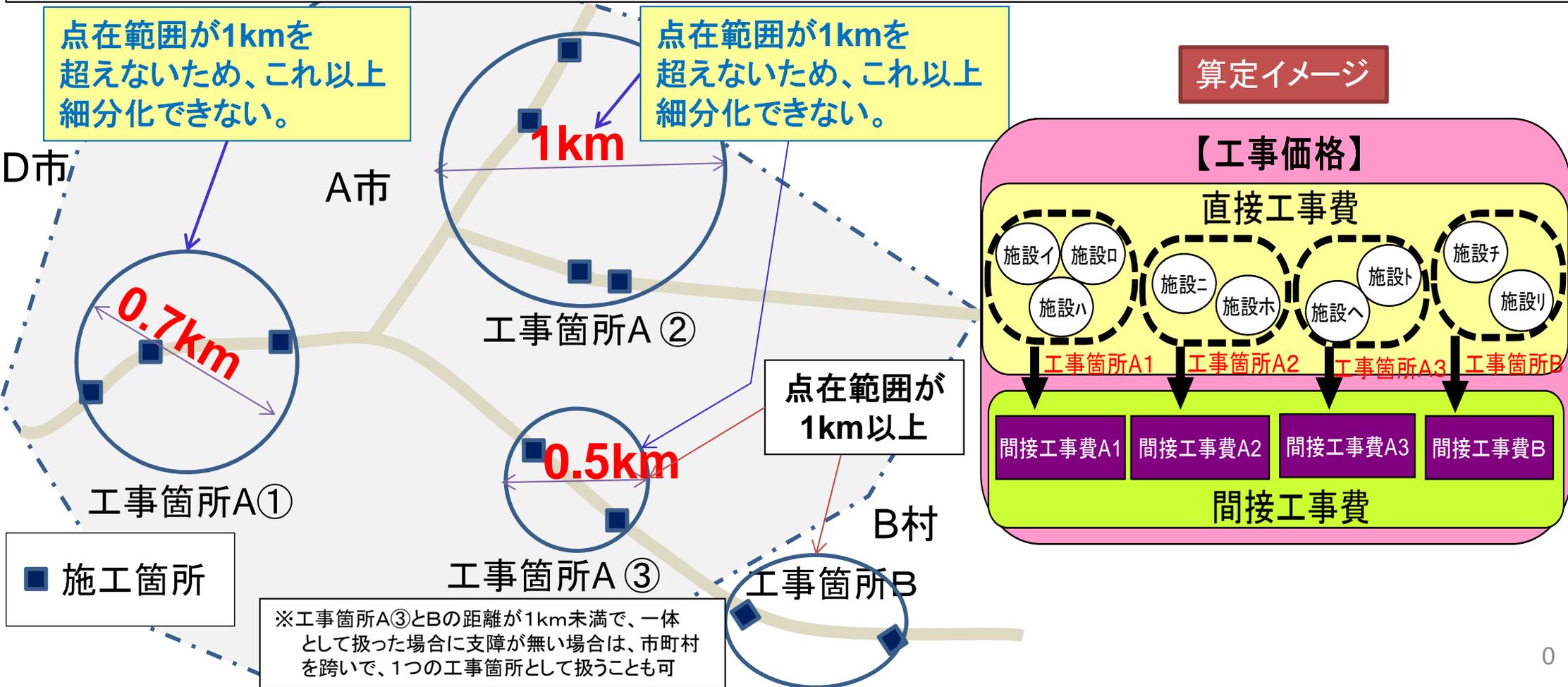
## ○現在の算定方法

- ・直径5km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。

## ○平成26年4月からの算定方法(案)

適正な予定価格の算定および不調不落後の対策として、次の算定方法を実施。

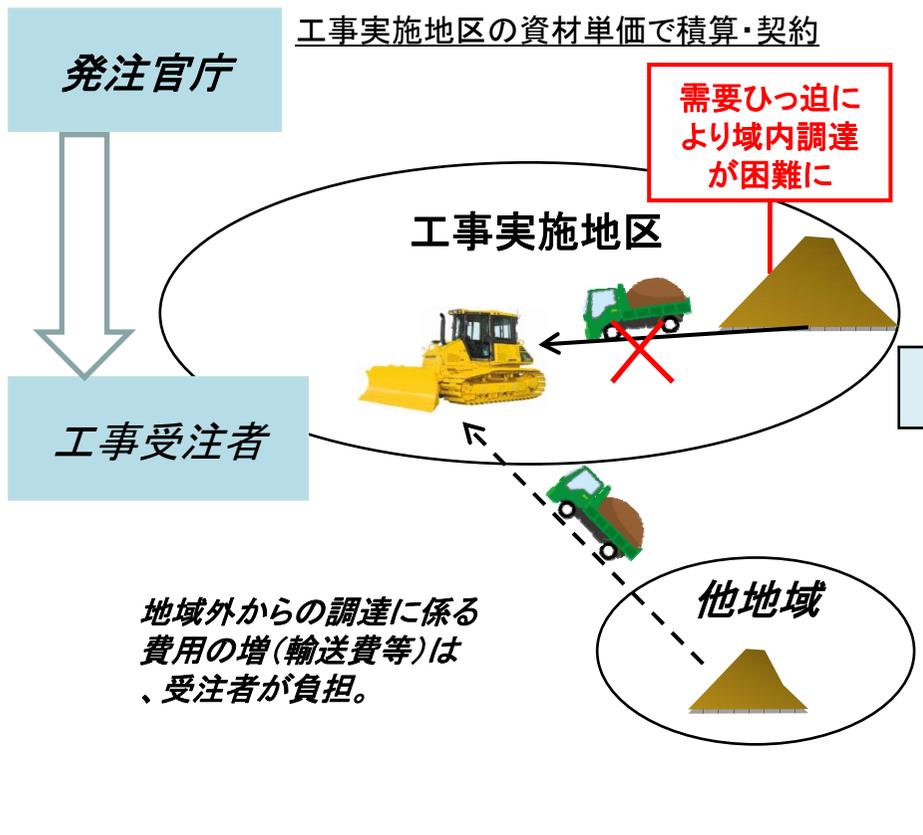
- ・原則市町村単位で箇所を設定した上で、**なお直径1km程度以上を越える点在範囲**については、**別箇所**として扱い、**箇所毎に間接工事費を算定**。
- ・変更契約において、**新規箇所追加(工事原価まで官積算100%)**を認める。  
(新規箇所が不調不落となった箇所であり、既契約工事の主たる工種に該当することを基本とする)
- ・直接工事費の**日当り施工量等の選択条件を箇所毎に算定**することとする。



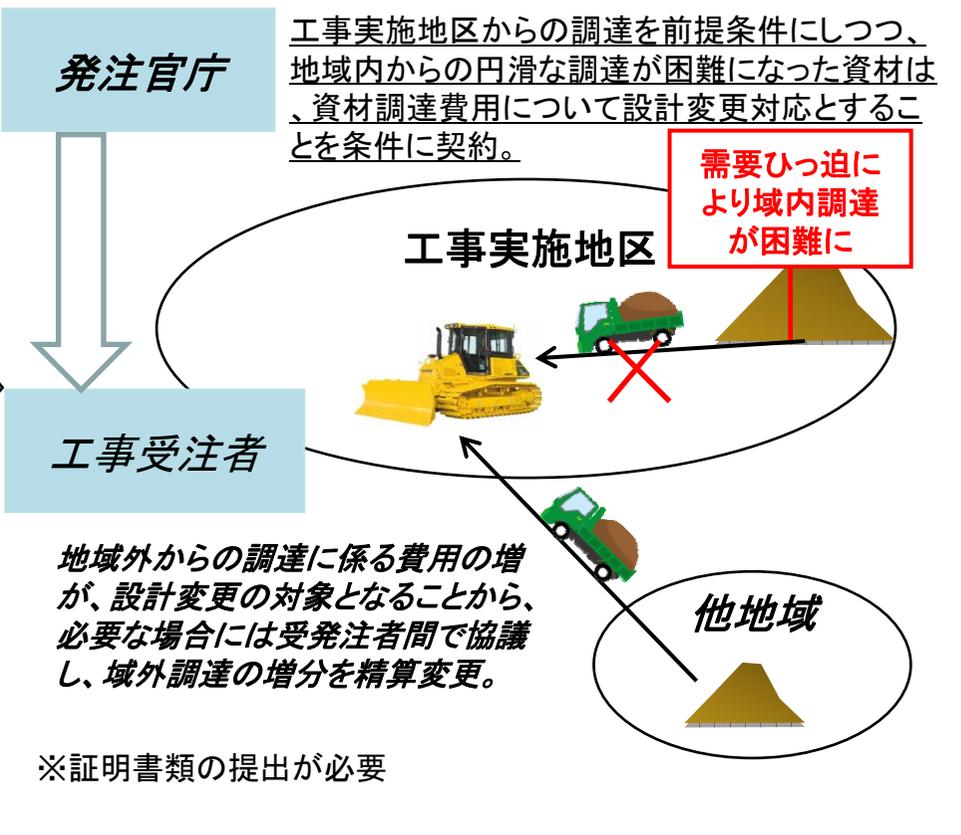
# 建設資材の遠隔地からの調達変更に伴う変更手続きについて

- 平成24年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事、及び、平成24年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事を対象。【当分の間】
- 一部の建設資材の調達について、安定的な確保の為に場合によっては遠隔地から調達せざるを得ない場合が想定される為、その輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。
- このような場合が見込まれる場合には、発注者と受注者で協議を行うこととする。

## 現状



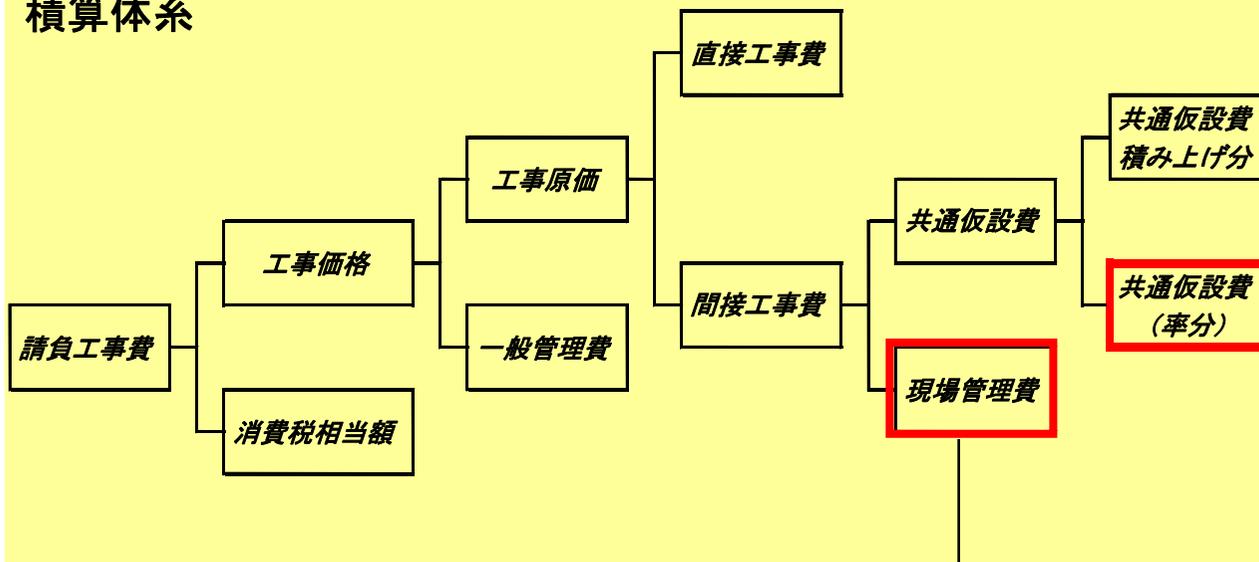
## 対策



# 労働者を遠隔地から調達する場合の追加コストの支払い

- 平成24年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事、及び、平成24年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事を対象。【当分の間】
- 今後の工事の本格化に伴い、労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定される為、労働者確保に伴う必要な費用(下記赤字)において設計変更の対象とすることができることとする。
- このような場合が見込まれる場合には、発注者と受注者で協議を行うこととする。

## 積算体系



通常は、直接工事費等に対する定率で計上している以下の赤字部分を設計変更の対象にする。

- 営繕費
  - **労働者の輸送に要する費用**
  - **宿泊費**
  - **借上費**
  - 倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

...

- 労務管理費
  - **募集及び解散に要する費用(赴任旅費等)**
  - 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
  - **賃金以外の食事、通勤等に要する費用**
  - 慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用

...

変更にあたっては、実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督職員に提出し、協議する。